

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こうち医院	周南市東山町二番四一号	令和 七年 一月 一日



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤシロ歯科クリニック	下関市富任町二丁目七―七	令和 七年 一月 一日
コスモ歯科クリニック	山陽小野田市大字厚狭四七八―一	" 六日

